

令和6年度 東吾妻町地域美化事業



東吾妻町マスコット
「水仙ちゃん」

地域環境の美化事業を行う団体を募集します

事業概要

地域住民またはその地域に所在する企業が、道路や水路の清掃・除草、花の植栽などの地域環境を美化しようとする活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付する事業です。維持管理が行き届かない道路に面した民有地などの除草や植栽活動も該当します。

対象事業

- ①道路や水路などの清掃・除草または花などの植栽
- ②町や行政区などが管理する公共性の高い地域資源(※1)の除草または花などの植栽
- ③道路に面し、公開性の高い土地(※2)の除草または花などの植栽

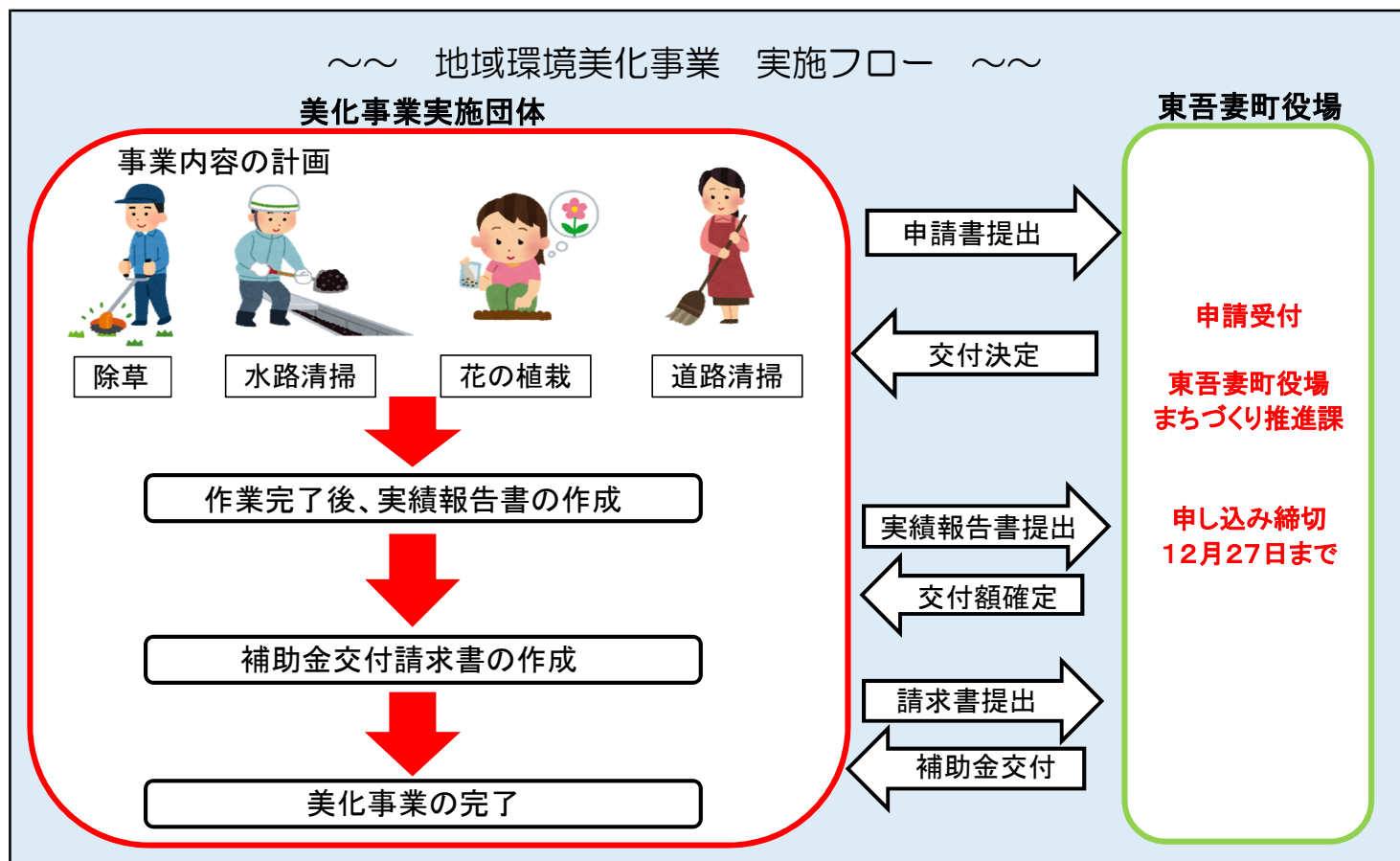
※1 集会所用地、防火水槽用地または公園用地など

※2 民有地においては土地所有者の同意が得られているもの

対象団体

- ①構成員は6人以上とします。ただし未成年者のみの団体は対象外
- ②行政区はもとより、地域住民で組織する団体、その地域に根ざした企業も対象

※上記の項目を満たしている団体が対象となります。ただし、任意団体や企業においては、行政区との連絡調整を事前に図り、活動に支障が生じないようご注意ください。



※詳細は裏面の注意事項に記載

— 注 意 事 項 —

1 対象団体

行政区や地域住民による任意団体、地域に根ざした企業などの地域環境の美化活動を行う団体であり、その構成員が6人以上で、未成年者のみで構成されていないこと。

※任意団体や企業においては、行政区との連絡調整を事前に図り、活動に支障が生じないように注意してください。

※国、県、町と同種事業との重複申請はできません。また、1団体が複数申請することはできません。

※同一の振込口座に複数の団体が連ねている場合は、1団体とみなします。

2 対象事業

①道路や水路などの清掃・除草または花などの植栽

②町や行政区などが管理する公共性の高い地域資源(※1)の除草または花などの植栽

③道路に面し、公開性の高い土地(※2)の除草または花などの植栽

※1 集会所用地、防火水槽用地または公園用地など

※2 民有地においては土地所有者の同意が得られているもの

※3 春と秋に実施している道路愛護及び環境美化運動も対象となります。この場合、申請単位は行政区となります。

3 交付条件

①年度内に2回以上活動を行うこと。

②道路などの清掃・除草の1回の作業範囲が概ね1,000㎡以上であること。

③作業前・作業状況・作業後の写真が添付されていること。

4 交付金額

1団体 2万円/年

5 申請書類提出

申請書類は令和6年12月27日(金)までに、まちづくり推進課まで提出してください。なお、申請書類は町のホームページからダウンロードできるほかに、まちづくり推進課で配布しています。

6 実績報告書提出

実施年度の美化活動が全て終了後、速やかに(40日以内)実績報告書を提出してください。なお、実績報告書には、作業前・作業状況・作業後の写真(3枚×2回分=6枚)を添付してください。

※写真は、同一地点から同じ風景で撮影するようお願いします。

※春の道路愛護を申請前に実施して写真がない場合は、提出は不要です。

※補助金交付請求書は実績報告の後に提出してください。提出後、指定口座に振り込まれます。

7 その他

活動にあたっては、事故・けがのないよう十分注意してください。また、民有地では所有者の同意を得て活動してください。不明点などありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

8 お問い合わせ先

東吾妻町役場

まちづくり推進課 地域振興係 (Tel 0279-68-2111 内線:2242)